

(イメージ)



郵便はがき

2021年(令和3年) 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 納付済額のお知らせ

納付済合計額		円
内	国民健康保険税	特別徴収分 円
		普通徴収分 円
記	介護保険料	特別徴収分 円
		普通徴収分 円
後期高齢者医療 保 険 料	特別徴収分 円	
	普通徴収分 円	
納付された期間		2021年(令和3年)1月1日から 2021年(令和3年)12月31日まで

このお知らせは、2021年(令和3年)中(1月～12月)に福山市へ納付(納入)された国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の金額を通知するものです。(※納付書ではありません。)

所得税の確定申告・市県民税の申告をする際に、**社会保険料控除の資料としてご利用ください。**

※1 40歳以上65歳未満の国民健康保険加入者の介護保険料は、当該世帯の国民健康保険税に含まれています。

※2 「特別徴収分」とは、年金からのお支払いによる納付済額を意味しています。そのため、特別徴収分の金額については、いずれも他の人の社会保険料控除の対象とすることはできません。

なお、日本年金機構から送付される年金の源泉徴収票に記載されている「社会保険料の金額」は、「国民健康保険税」・「介護保険料」・「後期高齢者医療保険料」の「特別徴収分」の合計額です。

※3 「普通徴収分」とは、納付書及び口座振替による納付済額の合計額を意味しています。

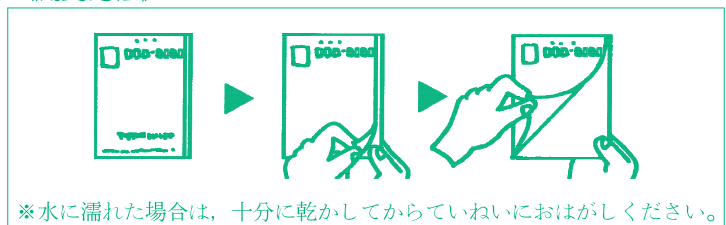
※4 この通知書でお知らせした金額について2022年1月以降に還付を受けた場合は、記載している金額から還付額を差し引く必要があります。

納税(付)義務者
住所

名前

福 山 市 長

〈開封方法〉



※水に濡れた場合は、十分に乾かしてからいねいにおはがしてください。

(ここからゆっくりとおはがしてください)→

